

制定 平成 24 年 3 月 15 日

改定 平成 26 年 6 月 27 日

公益社団法人日本鋳造工学会 鋳造設備研究部会 運営細則

1. この細則は、社団法人日本鋳造工学会 鋳造設備研究部会の運営にあたり、必要な事項を定めるものである。
2. 本研究部会は、公益社団法人日本鋳造工学会鋳造設備研究部会会則第二条に基づいた次の会員で構成される。
 - (1) 個人会員
 - (2) 事業を賛助する賛助会員（法人）
 - (3) 公設試験所及び大学などの研究機関やコンサルタントから招聘した招聘会員
 - (4) 本研究部会の部会長を経験した名誉会員
3. 本研究部会の運営にあたり、研究部会員は年会費 30,000 円を各会計年度の初めに納入する。ただし、招聘会員および名誉会員はこの限りではない。
4. 賛助会員においては、2 名まで会員登録ができる。
5. 招聘会員においては、研究部会の出席にあたり旅費を支給する。
6. 特別講演の講演者においては、謝礼と旅費を支給する。
本研究部会の部会員による特別講演の場合は、この限りではない。
7. 本研究部会は、公益社団法人日本鋳造工学会鋳造設備研究部会会則第三条に基づき、研究部会のビジョン策定や鋳造設備に関する横断的な調査研究などを実施する作業部会（ワーキンググループ）を設置することができる。
 - (1) 作業部会は、本研究部会に活動計画書（作業部会名、代表者、活動趣旨、活動予算、および活動計画を記載）を提示し、研究部会での承認を得て、発足することができる。
 - (2) 作業部会は、作業部会の活動趣旨に賛同できる本部会の部会員によって構成される。また、必要に応じて外部から専門委員を招聘できる。
 - (3) 作業部会の活動期間は 1 年間とし、研究部会の承認を得て更新することができる。
 - (4) 各作業部会における研究部会への予算申請限度額は、100,000 円／年とする。
 - (5) 作業部会は、研究部会にて年 1 回以上の活動報告を行う。

附則

1. 本細則は、研究部会の決議により変更することができる。
2. 本細則は、平成 24 年 3 月 15 日より施行する。